



2026年2月3日

各 位

会 社 名 株式会社ダイヘン
代表者名 代表取締役社長 蓑毛 正一郎
(コード番号 6622 東証プライムおよび福証)
問合せ先 常務執行役員企画本部長 森岡 正名
(T E L 06-7175-1493)

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、2026年2月3日開催の取締役会において決議しました、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、具体的な取得方法を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日(2026年2月3日)の終値11,690円で、2026年2月4日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 250,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.2%)
- (3) 株式の取得価格の総額 2,922,500,000円(上限)
- (4) 取得結果の公表 2026年2月4日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。
(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。
(注2) 取得予定株式数に対応する売付注文をもって買付けを行います。
なお、本自己株式取得にあたっては、特定の株主様からの売却意向を確認しております。

3. その他

自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得完了後、2026年2月3日の取締役会で決議した取得し得る株式の総数及び株式の取得価額の総額の上限から、自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)により取得した株式の総数及び取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限として、取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けを実施する予定です。

(ご参考)

1. 自己株式の取得に関する決議内容 (2026年2月3日公表分)

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
(2) 取得する株式の総数 300,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 1.2%)
(3) 株式の取得価格の総額 40億円 (上限)
(4) 取得期間 2026年2月4日から2026年3月31日まで
(5) 取得の方法 ①自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による市場買付け
②自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

(注) 市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合があります。

2. 自己株式の消却に関する決議内容 (2026年2月3日公表分)

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
(2) 消却する株式の数 300,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 1.2%)
(3) 消却予定日 2026年2月13日

以上